

○観音寺市空家等対策の推進に関する条例

平成28年 3 月30日 条例第21号

改正

令和 6 年 3 月28日 条例第10号

観音寺市空家等対策の推進に関する条例

(目的)

第 1 条 この条例は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）に定めるもののほか、空家等の適切な管理に関し必要な事項を定めることにより、生活環境の保全並びに防災及び防犯に資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

(市の責務)

第 3 条 本市は、第 1 条の目的を達成するため、空家等の適切な管理の促進のために必要な対策を総合的かつ計画的に実施しなければならない。

2 本市は、前項の規定による施策の実施のために必要な体制の整備に努めなければならない。

3 本市は、所有者等による空家等の適切な管理を促進するため、これらの者に対し、情報の提供、助言その他必要な援助を行わなければならない。

(市民の協力)

第 4 条 市民は、前条の規定による施策の策定及び実施に協力するよう努めるものとする。

2 市民は、適切な管理が行われていない空家等を発見したときは、市に情報を提供するよう努めるものとする。

(協議会)

第 5 条 市長は、法第 8 条第 1 項の規定に基づき、空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関する協議を行うため、観音寺市空家等対策協議会（以下「協議会」という。）を置く。

2 前項に定めるもののほか、協議会の組織、運営その他必要な事項は、規則で定める。

(助言、指導等に係る手続)

第6条 市長は、法第22条第1項から第3項までの規定により必要な措置を助言し、指導し、若しくは勧告し、又は命じようとする場合において必要と認めるときは、前条に規定する協議会の意見を聴くものとする。

(関係機関との連携)

第7条 市長は、この条例の施行のため必要があると認めるときは、国、県等の関係機関に対し、必要な情報を提供し、協力を求めることができる。

2 市長は、この条例の施行のため必要があるときは、警察、消防その他の関係機関と連携し、協力体制を構築するよう努めなければならない。

(緊急安全措置)

第8条 市長は、道路、公園その他の公共の場所において、空家等（敷地を除く。）の管理不全状態に起因して、人の生命、身体又は財産に危害が及ぶことを避けるため緊急の必要があると認めるときは、当該空家等の所有者の負担において、これを避けるために必要最小限の措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせることができる。

2 前項の措置を行おうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 市長は、第1項の措置を講じたときは、当該空家等の所在地及び当該措置の内容を当該空家等の所有者に通知（所有者又はその連絡先を確知することができない場合にあっては、公告）しなければならない。ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

4 市長は、第1項の措置を講じたときは、当該措置に関する事項を協議会に報告するものとする。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和6年3月28日条例第10号）

この条例は、公布の日から施行する。